2025年度 滝川市 校外生活のきまり

「校外生活のきまり」については、各家庭でもルールについてしっかりと話し合いましょう。 なお、**細部につきましては各学校のきまりを参照してください。**



項目	小 学 生	中学生	高校生	
外出時間等	・保護者が同伴していない場合 4月~9月: 午後6時30分まで 10月~3月: 午後5時まで (暗くなる前に帰宅する。) ・市外への外出は保護者同伴とする。	・保護者が同伴していない場合 4月~9月: 午後7時まで 10月~3月: 午後6時まで ・祭典等: 午後8時以降は保護者同伴 ・身分のわかるものを持って外出する。	・午後9時まで ・祭典等:午後10時まで	
	・帰宅時間以降の外出は保護者の責任で・外出する時は、保護者に行き先や帰る・大人がいない家では遊ばないようにす・外泊はしない。	時間、同行者を伝える。	・華美にならない服装とする。・保護者に外出先を伝えるとともに、 身分のわかるもの(学生証等)を 携行する。	
	・深夜(午後11時~午前4時)には、保護者同伴でも外出しない。 ・知らない人の車には、誘われても絶対に乗らない。 ・不審者などを見かけた時は、大声をあげて近くの人や家、タクシー、コンビニなどに助けを求める。 〈警察:110番にすぐ知らせる〉 ・お店や公共の場などでは、大声を出したり通路をふさぐなど利用者の迷惑になるような行為はしない。			
遊技場、飲食店等	ボウリング場やカラオケ店、ゲームセは保護者同伴とし、各店舗の利用規則酒類を飲食する店、パチンコ、ビリヤー	を厳守する。	・外出時間と各店舗の利用規則を厳守する。 ・酒類を飲食する店、パチンコ、ビリヤード、麻雀店への出入りは禁止する。	
	・食堂やレストラン、ファストフード店、フードコートの利用は保護者同伴とする。	・映画や食堂、レストラン、ファストフード店、フードコートの利用は保護者の許可を得る。	J & 8	
レジャー	・キャンプ、海水浴は保護者同伴とする。 ・サイクリングは、連絡方法を整え保護者の許可を得る。 ・魚つりはひとりでは行かず、小学生は保護者同伴とする。 ・花火は、保護者や大人の指導のもとで遊ぶこと。		・保護者の同意を得る。・身分のわかるもの(学生証等)を 携行する。・単独行動は禁止する。	
スキー(ス <i>ノーボ-</i> ド) スケート、プール ※登山	保護者の許可を得て行くこと。 (泳力等に不安がある場合には要保護 者同伴)各施設の利用規則を厳守する。	保護者の許可を得て行くこと。各施設の利用規則を厳守する。	・各施設の利用規則を厳守する。 ※夏山は事故防止を図るため万全の 措置を行う。冬山は原則禁止とする。	
アルバイト	・一切禁止する。	・保護者の許可を得て、学校に届ける。	・保護者の同意を得て、学校に届ける。	
交通事故防止	・交通のきまりをきちんと守る。・道路上では遊ばない。			
自転車の乗り方	・二人乗りや横並び走行、夜間の無灯火は禁止する。 ・横断歩道、踏切は押して渡る。 ・ヘルメットの着用を心がける。 ・冬期間は危険なため乗らない。 ・原則的に車道の左側を通行するが、歩道を乗る場合は歩行者の安全に注意する。 (13歳未満の児童は歩道を乗る。)			
インターネット (オンラインゲーム も含む)	 ・フィルタリングを設定する。 ・利用していい時間や場所、使い方など家庭での約束事を決めて使用する。 ・年齢制限や推奨年齢を守る。 ・トラブルなどがあったら保護者や先生、緊急の場合は警察に相談する。 ・自分や友だちの個人情報(個人が特定できる写真など)やID、パスワードを他人に教えたりネットに書き込んだりしない。 			
その他	・喫煙、飲酒、覚せい剤や大麻、危険ドラッグ等薬物の使用やナイフの持ち歩きは犯罪となるので絶対にしない。・金銭の貸し借り、物品のおごり及び売買は禁止する。			